

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証は**廃止**され、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。
マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

◆マイナ保険証利用のためのステップ

①マイナンバーカードの取得



②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



※マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。



③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

◆マイナ保険証で医療機関を受診する際の流れ



◆発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。

※令和6年（2024年）12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。

※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。なお、令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

◆マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

（※）新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 令和7年（2025年）12月2日以降**、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

（※）マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

制度改正後の受診方法（4/9）

◆（参考）協会が発行する資格証明書イメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです。

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> ・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） <p>※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



◆カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。令和6年（2024年）12月2日以降、新規加入した方に送付されます。退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



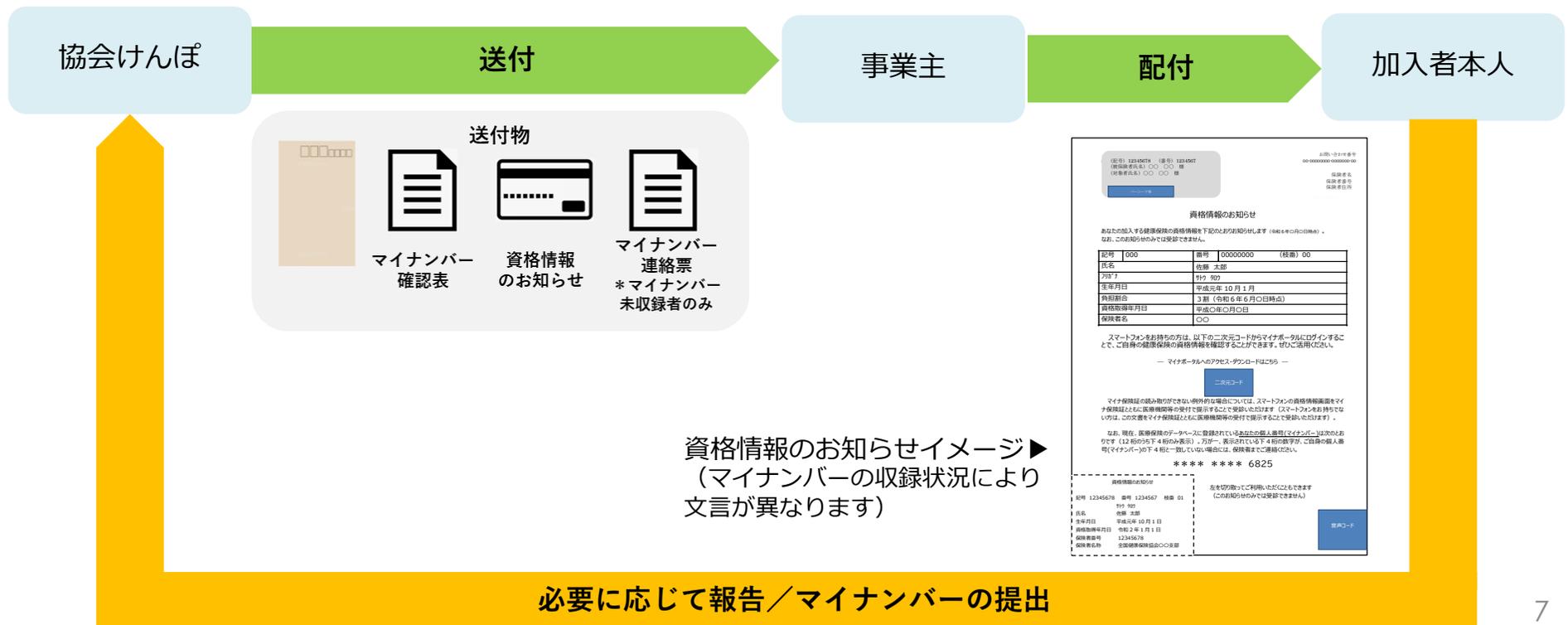
制度改正後の受診方法 (6/9)

◆既加入者に対する資格情報のお知らせの送付

国の方針に基づき、本年9月(※)に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付しています。

(※)令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月下旬以降に発送する予定です。

- また、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知しています。
なお、協会においてマイナンバーの収録ができていない加入者に対しては、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出を依頼しています。



制度改革後の受診方法（7/9）

以上で述べてきた制度改革後の医療機関等の受診方法・使用期間について、表にまとめると下記のとおりです。

受診方法	令和6年					令和7年							令和8年																
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8				
① 被保険者証						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div> <div style="position: absolute; left: 300px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>												<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>					
② マイナ保険証						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>												<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>					
③ 資格確認書						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>												<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>					
④ マイナポータル(スマホ) + マイナンバーカード						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>												<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>					
⑤ 資格情報のお知らせ + マイナンバーカード						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>												<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>						<div style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; width: 100%; height: 100%; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div>					

制度改革日
(R6.12.2)

経過措置期間終了
(R7.12.1)

※経過措置期間終了後使用不可

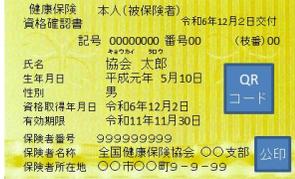
※制度改革後使用可能

※制度改革後使用可能

※制度改革後使用可能

制度改正後の受診方法（8/9）

◆（参考）マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

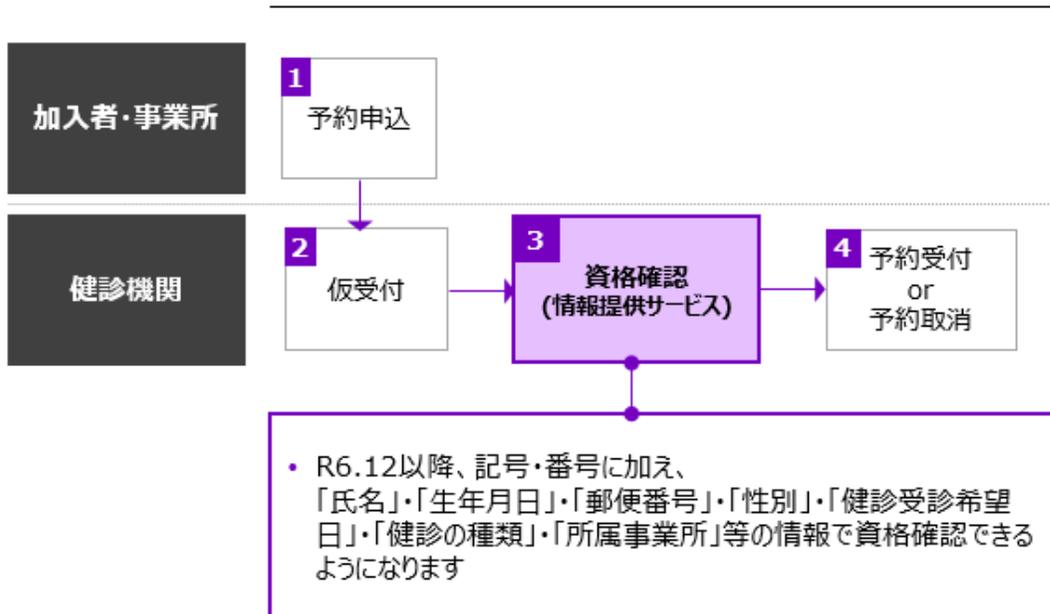
	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時等に申請 マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行 	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時に送付（申請不要） （マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能） 既加入者には本年9月に送付予定 	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示（資格情報のお知らせのみでは受診不可）

制度改正後の受診方法 (9/9)

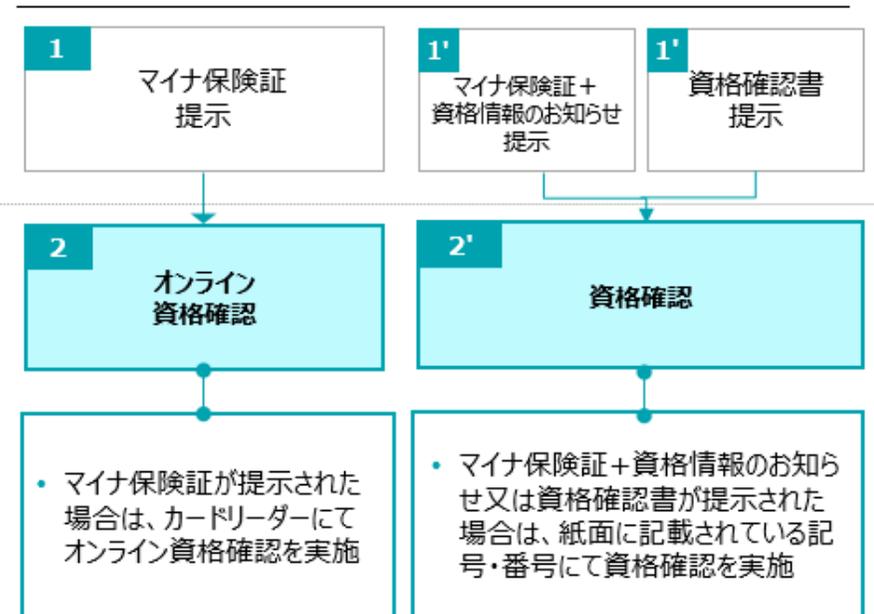
◆健診機関の受診方法

- 生活習慣病予防健診の予約受付時は、協会の情報提供サービス上で資格確認を行います。現状の記号・番号に加えて、それ以外の情報でも予約を行うことができるようになります。
- 生活習慣病予防健診当日は、医療機関を受診する際に準じて資格確認を行います。健診機関でオンライン資格確認が実施可能である場合はマイナ保険証を使用したオンライン資格確認を、オンライン資格確認が実施できない場合は、マイナ保険証+資格情報のお知らせ又は資格確認書による資格確認を、それぞれ実施します。

“予約時”の資格確認方法



“健診当日”の資格確認方法



マイナ保険証利用促進のための協会の取組（1/5）

協会においては、マイナ保険証利用促進のため、以下の取組を実施しています。

No.	項目	協会での対応
①	限度額適用認定証等を契機とした利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証を利用することにより、高額療養費制度における限度額適用認定証の申請・提示が不要となることについては、マイナ保険証の具体的なメリットの一つとなるため、限度額適用認定証の申請や交付する際にマイナ保険証の利用勧奨を促進する。 （広報の例） ・ 限度額適用認定証を案内するホームページや電話対応等の中で利用を勧奨する。 ・ 記入の手引きや申請書一体型リーフレットの中でマイナ保険証の利用を勧奨する。
②	あらゆる機会を通じた利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> （広報の例） ・ マイナ保険証関連チラシの支部窓口への設置、ポスターの掲示 ・ マイナ保険証利用推進メッセージを掲載した一般業務用封筒・健康保険業務用手封入用封筒（汎用）の使用 ・ 郵送物へのマイナ保険証関連チラシの同封 ・ 名刺へのPRイラストの掲載
③	「顔の見える地域ネットワーク」を活用した関係団体への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> （主な取り組み） ・ 本部から日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、全国社会保険労務士会へ訪問、周知等への協力依頼 ・ 支部から各都道府県商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、社会保険労務士会への訪問、周知等への協力依頼

マイナ保険証利用促進のための協会の取組 (2/5)

また、10月以降、全国統一的な広報資材を活用し、更なる周知広報を実施しています。

(本部実施)

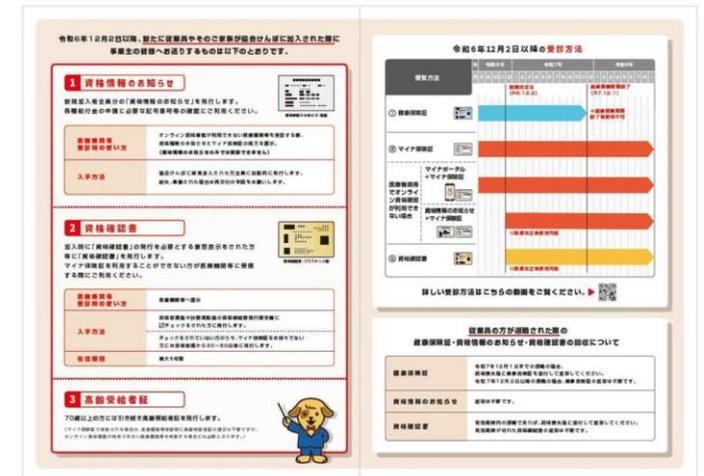
広報媒体	実施内容	スケジュール
WEB広告	LP(ランディングページ)を作成し、WEBバナー広告等からLPに誘導。	R6.10~11
チラシ	マイナ保険証の使用促進に係るチラシを作成し、扶養調書、医療費通知に同封する。	扶養調書R6.10 医療費のお知らせ R7.1
パンフレット	マイナ保険証に係る制度説明用のパンフレットを作成し、HP等で公開する。	R6.10

(パンフレットイメージ)



(支部実施)

広報媒体	主な実施内容	スケジュール
新聞広告	地方第一紙へ広告を掲載する。	R6.10
チラシ・パンフレット	支部窓口(サテライト含む)への設置や関係団体・健康保険委員・事業所等へ配布	R6.10~11



●マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

(協会)マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置しています。
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンター **0570-015-369** **にお問い合わせください。**
- ・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月27日まで

(※) 上記のコールセンターでは、以下の言語について、加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話で対応しています。
英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・
インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・
マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

- より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

